○９番（福永　啓君）　９番、福永です。一般質問を行います。

平成23年、御船町が主に国の補助金を使い、町内全域に敷設し、ＢＢＩＱに事業を委託した光ファイバー事業ですが、現在、譲渡・売却交渉が進んでいる旨報告がありました。この施設は当初の設備投資のみでも７億円以上、その後の設備投資を含めれば10億円を超える公共事業で作り上げたものです。それを10年後、民間業者に譲渡売却する交渉になったわけです。なぜこういうことになったのか、詳細かつ厳しい検証が必要不可欠であると考えます。

今回の一般質問は、必要な検証の一部分に過ぎないと考えますが、今後町が行うであろう各種大規模な事業計画策定に当たり、参考及び教訓となればと考えます。

個別の質問に関しては、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君）　福永議員の、町光ファイバー事業を検証するについて、お答えいたします。

本町では、平成22年度に総務省所管の地域情報通信基盤整備推進交付金を活用し、町内全域に光ファイバー網である御船光ネットワークを整備しました。これにより、町内全域において光インターネットサービスの提供ができるようになりました。また、この施設の運営につきましては、平成23年度から公設民営方式により安定的な事業運営に努めてまいりました。現在、運用開始から９年が経過し、老朽化する機器の更新や厳しい財政状況等を考慮しながら、今後の御船光ネットワークのあり方を検討する時期になってきました。

さらに、国も昨年５月に公設光ファイバーケーブル及び関連施設の民間移行に関するガイドラインを公表しました。地方公共団体及び民間業者に対し、公設光ファイバー施設の民間移行に向けた基本的な指針を示したところです。

こういった状況に鑑み、町は御船光ネットワークを民間へ移行する方針を決定し、現在民間移行に向けた取組みを推進しているところです。

その他、個別質問に対しましては、担当課長より答弁させます。

○９番（福永　啓君）　まず最初に、計画当初なんですが、これが１点、どうしてもわからないことがあるんです。３期以上の議員は同じ考えだと思うんですが、当初、光ファイバー事業は防災行政無線と一体で説明されていました。当時の議会答弁を見ても、光ファイバー事業に防災行政無線を含めたところで業者に見積もりを出させたところ17億円だったと。３分の１は起債だから、これはできないと棚上げにしていたところ、今回の補助事業があ

ってとてもありがたかったとか、防災行政無線を、住民の要望もあり掲げていたなどという答弁がありました。

だから、当時私の問題意識としては、有線ですよね、光は。有線で防災行政無線の代わりとして適当かどうかと。それをやることが適当かどうかと、そのようなところが問題意識だったのです。ところが、これは後でわかるのですが、同じ補助金は、他町村でも使われています。そこでは、そのように防災行政無線に限らず、いろいろな方法で光ファイバーが使われているんですが、御船町においては、補助事業申請のときにインターネット接続の単一目的として申請されていたんです。だから、一方でそういう「防災行政無線にも使いますよ」みたいな説明をしながらも、そのときには既に申請でそれには使えない申請をしていたことになるのです。それは、これは何でですか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

今、議員が言われた件につきましては、当時の議事録あたりを確認したところ、そのような御指摘の部分は確かにありました。10年以上も前のことでありますので、当時の町長の真意あたりはちょっと測りかねるところがあります。

○９番（福永　啓君）　議会の重要な機能はチェック機能なんですね。このような事実と矛盾した答弁が行われると、議会としての基本的な役割が果たせなくなってしまいます。二元代表制度の根幹にかかわる問題だと思います。町長は言っちゃうことはあると思うんですよ。そういうときは、課長もぜひ補足説明、矛盾しないような補足説明を付け加えるとか、そのようにしていただきたいと強く申し添えておきます。

さて、光ファイバーは先ほども申し上げましたとおり、単純なインターネット接続のほかにも多様な利用方法があります。例えば、産山村と阿蘇市が共同で行っている事業ですが、この補助事業の目的にこのように書いてあります。「光ネットワーク整備と地域の情報通信基盤と連携を図り、各世帯に設置されるＩＰ告知端末及び告知」というふうに、長く、10ぐらい目的を挙げて、そして新しい地域社会を創出していく地域福祉活動サポートネットワークを構築しますと。これくらいいろいろな多目的が掲げられています。そして、あと、一般的に考えれば、このような住民サービスに使えるほかにも、例えば○○ひかり、楽天ひかりとかａｕひかりとかありますよね。それは楽天がその線を持っているわけではないんです。それは線を持っている会社から借りてやるわけです。そういう又貸し事業、ＣＡＴＶ、ひかりテレビ、そして基地局と基地局の間をつなぐ、このように実は光ファイ

バーはすごい広い用途に使えるのです。

御船町の光回線なのですが、そのような用途には使えなかったのですか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

御船町の場合、先ほど議員も言われたとおりインターネット接続という単一目的での補助金の申請を行っていたということになります。現状、それ以外の目的で利用するということは、補助金事業の目的以外の利用に当たりなかなか難しいということになります。

○９番（福永　啓君）　それでは、なぜ当初、そのような単一目的で補助金の申請を行ったのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

この件につきましても、10年以上前のことであるということで、定かではない部分があります。なぜ御船町においてインターネット接続という単一目的での補助金申請を行ったかについては、主たる総務省のＩＣＴ交付金の用途がインターネット接続に限定されたためかと理解しています。

○９番（福永　啓君）　交付金です、縛りがあるＩＣＴ交付金、これはＩＣＴですから、いろいろな縛りがあったと思います。しかし、当時ＩＣＴ交付金のみが使われたわけではありません、これには。ＩＣＴ交付金は３分の１しか使われてないんです。ほかの３分の２は本当に多様なメニューが認められて、割とフレキシブルに使われた緊急経済対策の交付金です。いろいろなメニューに使えます。ですので、別に目的はＩＣＴ交付金を使うことが目的ではなくて、いわゆるブロードバンドゼロ地域をなくして、御船町にそういう住民の移住とか定住を呼び込み活性化につなげるというのが目的ですから、そのためにはそのように多様に使えることなどを検討するべきだったのではないかなと思いますが、そのような交付金について、ＩＣＴ交付金以外の交付金でこれに対応すると、そういうことについては、検討されましたか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

ＩＣＴ交付金の交付対象以外の部分につきましては、地域である地域イントラネット事業については、一部緊急経済対策の交付金事業等を活用はしています。しかしながら、そのＩＣＴ交付金自体を外したところでの検討というのは行っていなかったということになります。

○９番（福永　啓君）　光ファイバー事業なんですが、特別会計にして独立採算制を取るとい

う説明が当初からなされておりました。維持管理経費等の捻出、事業の収益性については、どのような事業計画でしたか。そして、現実はどうでしたか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

当初申請に当たりましては、計画を立てております。その当初計画におきまして、歳入につきましては、加入者世帯を1,650世帯としておりました。そこで、利用料が約5,100万円、それと加入者負担金が約100万円ということで、計約5,200万円ほどの歳入というところで申請を、計画を立てております。

また歳出につきましては、まず保険料は約80万円、保守管理委託料が約2,100万円、それと電柱の借り上げ等が735万円ほど、それとまた加入者の工事費等が210万円。また電柱の移設補償等が約52万円ということで、歳出を合計しますと、約3,200万円ほどになります。それで、5,200万円から3,200万円を引いた残りが約2,000万円ほどになります。それが毎年積み立てるという事業計画であったということです。

しかしながら、現実としましては、歳入においては、加入者につきましては年々順調に増加していったということになります。しかしながら、歳出において、保守管理委託料や工事請負費あたりが増加したということになります。歳出の部分です。また、熊本地震や九州中央道建設の影響により歳出が増加したということになりまして、現在、一般会計からの繰入れを行うということになりました。

○９番（福永　啓君）　事業計画がもくろみどおりいかなかった理由として、九央道の工事、そしてその後の熊本地震の影響も挙げられました。これらのみが事業計画どおりにいかなかった理由なのでしょうか。また、この２つの原因で実際どれほどの出費がありましたか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

九央道の工事、また熊本地震の影響と、これはあくまでも事業が計画どおりにいかなかった原因の１つの要因に過ぎないとは考えております。その中で、九州中央自動車道の建設に伴うケーブルの委託料につきましては847万4,000円となっております。また熊本地震による電柱移設に伴うケーブル移設の委託料が約1,024万円となっています。

○９番（福永　啓君）　そうですね、2,000万円足らずですね。そうしますと、事業計画がもくろみどおりにいかなかった主な理由は、どのように考えていらっしゃいますか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

主な要因としましては、基本保守契約以外のケーブル移設委託料、これはこれまで2,345

万円ほどかかっております。それと引込工事等の工事請負費が１億7,457万2,000円、それとそれに伴う事前調査であったり設計委託等の委託料が5,573万7,000円と、この部分が大きく増加したためだと考えております。

○９番（福永　啓君）　そうですね。私も九央道の工事ですとか地震、これはもうあくまでも１つの要因というか小さい要因だと思っています。でなければ、それがなくなって今は続けていいことになっちゃいますからね。10年に１回の機器交換が約１億6,000万円と、過去に答弁があったんですけど。将来15年から20年後に想定される光ファイバーの老朽化による敷設替え、これが５億2,000万円程度かかるのではないかと。これは５～６年前の試算だと思います。これを含めると、少なくとも20年後までに５億2,000万円と１億6,000万円、２倍ですから８億4,000万円ほどの出費が必要となってきます。維持していくには、８億4,000万円ほど出費しなければならないという計算になってきます。

この光ファイバー事業というのは、例えば運送会社でしたら、この光ファイバーですとか機器というのは、それを稼ぐためのトラックです。アパート経営だったらアパート本体なんです。ですので、事業計画を耐久年度内に更新のめどをつけるというのは、事業として基本中の基本、必須です。

先ほどちょっと言われた、当初の事業計画ですが、2,080万円ほどを毎月積み立てて、当初の、甘いと言われれば仕方がないと思うんですけれども、その事業計画ですら、2080万円ほど毎年積み立てて施設の更新に充てる計画となっていました。しかし、当初でもう既に20年間で約８億4,000万円ほどが見込められ、それを補うために基金の積み立ては、少なくとも、毎年平均で4,200万円ほどを逆算すれば必要となるのです。なぜ最初から2,080万円ほどの維持管理費のみを基金で充てるという、このような計画だったのでしょうか。これはどういうことなのですか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

約2,000万円ほどの基金積立ということで、毎年それを計画をしていたということになります。この積み立ては、あくまでも10年に１回のセンター局の機器の更新の費用分のみの計算であったと思っております。その平均約2,000万円ほどの基金の積み立てができればセンター局の機器交換の費用分はそれで十分賄えるのかなという計算であったかと思います。ただ、議員が今言われたとおり、光ファイバー自体の老朽化に伴う敷設替え等の費用は、当初見込んでなかったということになります。

○９番（福永　啓君）　そもそも歳入が5,200万円の計画ですから、それに4,200万円の利益を出して積み立てるという計画は書けないですよ。しかし、事業上はそれが必要になってくる。じゃあ、光ファイバー自体の老朽化による敷設替えの費用は、当初どのようにするつもりだったのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　これは以前のことということになりますけれども、当時具体的な方策、当てがあったわけではないとは思います。当時は、加入者増を目指し、基金の積み立てを増やしながら、その中で考えていくというスタンスではなかったのかと承知しております。

○９番（福永　啓君）　当時のことを今の課長に責めるような口調で言って申し訳ないとは思っているんですが、これは継承しなければいけないので、すみません、厳しい質問をまた繰り返させていただきます。

今、課長がおっしゃいましたけれども、加入者の増で増やすと、２倍ですよ、これを基金を増やすという考えは現実的なのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

現実問題として、予定した基金も積み上がっていないと、現在基金は残高ゼロとなっている状況でありますので、これは大変難しいものと認識をしております。

○９番（福永　啓君）　特別会計なんですが、条令第２条、この会計において、加入者負担金、貸付収入、一般会計繰入金及びその他収入をもってその歳入とし、一般管理費、委託料及びその他の支出をもってその歳出とするという定めになっています。しかし、歳出、一般管理費のうち､一般企業では必ず計上されているものがこの特別会計には入っていません。まず光熱費、地代家賃、減価償却費そして人件費。そのうち、光熱費、地代家賃、減価償却費については、御船町は公会計ですので、現金主義であり、実際に支出したものしか書かないと公会計では決まっておりますので、これについては、特別会計上仕方がない部分もあるのかなとは思いますが、人件費です。これは実際にかかっている。人がそこでいろいろやっているわけですから。そして、この特別会計のみ人件費が最初から計上されてなかったんですよ。これのみですよ。ほかの特別会計は全部人件費があるのです。そして、特別会計ではなくても、その課ごとにありますよ。なぜこの人件費を最初に外したのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

当初は、１人の人件費を計上するまでの労力はかからないのではないのかなという想定だったと思っております。しかし、現在は議会の御指摘もありまして、平成30年度からは職員１名分を計上しているところであります。

○９番（福永　啓君）　年間5,200万円を売り上げる計画ですよ。そして基地局は役場の中にあるんです。当初は申込みも役場に限られていたんです。回線契約や工事契約、クレーム処理、その他、各種事務作業も役場職員が行っていました。そもそも、これはどう考えても当初より人件費がかかる事業計画なんです。そして人件費は実際にかかり、実際にかかっている経費が計上されていない。これは民間だったら結構大変ですよ。しかし、町政が変わり、議会から再三指摘しました。その部分は正され、そして現在は正しい形に戻っている。その部分は、正したことに対してはきちっと評価しなければならないと思っています。

しかし、ある意味会計を操作してまで、基金は当初予定額2,880万円にも及ばず、４年間で結局平均500万円しか積み上げることができませんでした。そのようにして積み上げられた基金も取り崩され、近年は一般会計から繰入れが行われています。これまで、一般会計から幾ら繰り入れられましたか。

また、当初より正しく、現在と同じように、１人分の人件費を上げていた場合、そしてそれに関するちゃんとした社会保障費ですとかを上げていた場合、幾ら繰り入れなければなりませんでしたか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

まず、一般会計からの繰入れであります。まず、平成29年度に1,866万7,000円、それと平成30年度に1,481万5,000円、それと令和元年度に812万5,000円、合計4,160万7,000円が一般会計からの繰入れということになります。

それと今人件費のことで御質問がありました。当初より１人分の人件費を入れた場合どうなるのかという御質問だったかと思います。現在の職員の人件費を換算して当てはめてみました。人件費を入れてない期間が約７年半ほどありましたので、その分を計算しますと、約4,200万円が必要となったということになります。それで、現在繰り入れている4,160万7,000円、それと人件費の分約4,200万円ほどありました。それを合計しますと8,360万円ほどということになります。

なお、基金からの繰入れにつきましては、平成28年度に751万円基金からの繰入れをしております。それと平成29年度において1,818万6,000円を基金からの繰入れということで、

現在基金の残高はゼロとなっている状況であります。

○９番（福永　啓君）　当初より１人分の人件費が含まれていた場合の繰入金、これが本当の意味での繰入額であったのだろうと考えます。事業計画どおり行かなかったことは、九央道の工事も影響した部分も若干あるでしょう。地震の影響も若干あったと思います。しかし、どう考えても当初の事業計画自体に大きな問題があったと指摘せざるを得ないと私は思っています。

それで、この情報通信特別会計を当初の４年間分、これを会計事務所に委託して、平成23年から平成26年度までの４年分を民間の事業会計として、一般企業会計から決算シミュレーションを行ってみました。前提としては、この特別会計には含まれていないが一般企業会計でやるときには必須である人件費は当初、本当は２～３人必要かもしれないんですよ。しかし１人分だけ。そして、年350万円として計上しました、控えめにです。それに法定福利費用も、それはもちろんそれに関するものは参入しました。同じく地代家賃です。これはやはり含めないと会計として成立しないので、含めました。月２万円にしておきました。年額24万円を入れてみました。同じく減価償却費も、これは最低必要なので、15年償却にしました。それ以外の金額に関しましては、全てこの決算書についての数字を用いました。これだけで経費は最小限に見積もりました。本当はこれに光熱費も必要だったと思いますけれども、それは入れてないんですよ。そうして作ってみて、それは課長にもお渡ししましたが、何かそれを御覧になって、これは会計法で、会計方法等で何か不適切な部分とかはございましたか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

一般的な事業会計として特別不適切な部分はなかったと思います。

○９番（福永　啓君）　そうですね、経費が少ないぐらいと思います。必要経費を極力絞った民間会計シミュレーションなのですが、ここで一つひとつの数字を挙げることは控えます。それは御覧になっていただいたのでわかると思いますけど、惨たんたるものでした。やはり大きな原因は、補助事業の縛りがあったと、さっき言われましたけれども、光ファイバーを他用途使用できないんです。ですから収入というのが限られちゃうんですよ。加入者から増やして、そこから収入を得るしかない。だから、条件が加入者条件ですよね。御船町の世帯上限になっちゃうんですね。それと、あとは工事費です、一番は。民間は、例えばここに電柱があります。そこから自宅まで引くやつ。これが、民間業者は幾ら実際の業

者に払っているか、私は調査したことがあるんですが、大体４万円です。もっと安いところもありましたけど。そういうのが実際の業者に払っている金額だそうです。御船町の場合は、予算とかを見てみると10数万円になりますよね。やはりこの２つだと思います。この部分というのは、やはり町がこのような事業を行っている限り、なかなか改善が見込めない部分であります。しかし、逆に光ファイバー網を他用途に利用し売上増を図り、工事費を控えることができれば、私は十分事業としての可能性は見えてくるのではないかと感じました。

ですから、そもそも民間だったら、そんなに何か、根本的欠陥があるわけではないが、町はこれは増えていたよねという事業をやろうとしてしまった。これがやはり原因じゃないかなと思うんです。もちろんこれは公共事業です。公共事業ですので利益を追求する必要性はありません。しかし、少なくとも将来の維持管理に充てる基金を積み立てるだけの利益を上げることは、これは必要経費だと言えます。その資金が今現在は底をついたわけです。そして、一般会計からの繰入れも始まったわけです。隠れていた赤字も表に顔を見せ始めた中、今後の選択肢というのは３つあったと思っています。１つは、これだけ今後かかるであろう膨大な維持管理経費を甘んじて受け入れ、このままの形で町が続けること。これが１つ。そして１つは、少しでも有利な条件で民間に譲渡売却すること、これが１つ。そして最後の１つ、これはもう、「できません、やめた」と手を上げて万歳をして事業を打ち切ってしまうこと。具体的にはその３つぐらいしか考えられないんですよね。

その中で、まともに考えれば、選択して自ずと１つです。７年ほど前の一般質問でも、その問題点を指摘し、もう取りあえずこれしかないでしょうと、一生懸命頑張りながら、少しでも早く民間譲渡しましょうよということを言ったんですが、色よい答弁はありませんでした。しかし、藤木町政が誕生して、これは光ファイバーの譲渡、売却の方向性は明確に打ち出して、制度上売却の、譲渡、売却が可能となって、早速譲渡、売却の交渉が進んでいる旨、全員協議会でも報告がありました。この本議会でも再度譲渡、売却の交渉等を、条件等の概要の説明をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

まず、民間移行計画を策定する過程において、まず現状を分析しまして、課題を抽出したということになります。その上で、御船光ネットワークの最適な運営方法を検討いたしました。そこの中で、やはり民設民営方式が最適であるという結論づけに至っております。

さらに民設民営化の方法として、既存設備の譲渡と運営事業者によるセンター局整備を実現する計画といたしました。現在、国が示したガイドラインに沿って取り組んでおり、事前協議の段階にあるということになります。事前協議の内容につきましては、全員協議会でもお話ししたとおりであります。極力町に新たな負担が生じないよう、また、少しでも町の利益になるような、そして有利な条件で譲渡できるような交渉を進めているというところになります。

また、新年度に入りますと、運営事業者の選定に入るということになります。事前協議の中では移行に伴う各種の条件にどのような項目があるかの確認を今行っているというところになります。

それから、運営事業者の選定は公募で行うということにしております。今、公募を行うために必要となる事項について確認をしているという状況になります。

○９番（福永　啓君）　ＩＣＴに関する状況なんですが、これは５Ｇも実現化され、果たしてひかりというのがこのままの状況でやっていけるのだろうか。そういう先行きも大変難しいと。事業が、じゃあこのままやっていけるのだろうかということもなかなか難しい状況というふうにもお聞きいたしました。

しかし、御船町の場合は、本格的機器の更新の時期が迫って、今後の維持管理経費や更新経費も心配される中、過去に私もいろいろな関係者の方とこのことについて話したんです。ある関係者の方が、同業他社の方幹部なんですが、こういうことを言っていらっしゃいました。「御船町と同じごたるところは日本国中いっぱいあるとですよ。すみません、それをうちがしたつだったら、いやあ、やっぱり尻を拭わにゃいかんかなと思いますけど、やっぱり他社のところまではお手伝いできません」と。10億円の事業ですよ。喜んでもらってもらえるかなと思ったら、そういう感じですよ。お荷物という意識だったんです。

ですから、それを逆にただでやるだけではなくて、何らかの補助をして、町から追銭を打ってでもこれはしてもらわないと将来すごい経費が待ち受けているわけですからいかんとかなと、大変心配しておりました、本当に。

しかし現実なんですが、今も説明がありました。また全員協議会でも御説明いただきました。投じられた金額からすれば、これは10億円ぐらい投じていますから、少額ではあるものの、町に対する収入があるという譲渡、売却交渉が行われているということです。これは、私は驚きました。いやあ、ゼロだったらもう儲けもんと思ったので。後顧の憂いが

絶たれて、財政面でこれ以上心配することがなくなる。本当にほっとしています。

次に、この譲渡、売却を前提にサービス面の質問をします。光ファイバーについて、これは私に対してもなんですけど、町の事業です。町に対してもいろいろなクレームが入っているんじゃないかなと思うんです。どのようなクレームが多いのか。そしてそれに対して、どのような対応をとっていらっしゃいますか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

加入申込みの問い合わせの中で、大変クレームが多いというのが何点かございます。その中で、まず一番多いのが選択肢がないということを、まず言われます。それと、申込み、申請をして開通まで相当の期間がかかるということ。それと料金の関係、また加入サービス等が受けられないという、そういう苦情が現在多く寄せられております。

これに対しまして、申請される方、加入者の方へは御船光ネットワークの実状についてまず御説明をしております。公設民営で行っているということで、この御船光ネットワークは町の設備であり、これを電気通信事業者に貸し付けていますということを説明しています。それと負担金ですけれども、これも条例に基づき負担金の納付が必要であるということを、その都度丁寧な説明を心掛けているということになります。

○９番（福永　啓君）　事情を知らない当事者になってみると、怒ると思います。それはそうですよね。ほかの自治体では、光ファイバーに入りますと言ったら、もちろん接続だってただですよ。プラス２年間加入すれば４万円もらえるとか、何かもらえるとか、そういうサービスまでやっている。だから、私のところに電話がかかってきたのです、本当ですよ。「役場はこう言っていらっしゃるけど、本当ですか」と。「ええっ、だって、ほかのところと全然違う、逆ですよね。うちが４万円払うんですか」と、そういうことをおっしゃっていました。しかし、やはり光に関しては、御船町の場合はそれしか選択肢がなかったわけですから、不満が解消されなくても納得せざるを得ないという事実もあります。「これは本当に申し訳ない。すみませんね」というふうに、私も「これは本当なんですよ」ということを説明して、もう謝るしかないですよね。それを受ける職員も、やはりきついと思いますよ。言っていらっしゃることが逆に当たり前ですもん。それに対しても「すみません」と言うしかないですよね、こうなっていますと。「あなたの都合だろうが」と言われても、「そうなっています」とか、仕方がないですよね。

ところが、今回譲渡、売却交渉が進められるということですが、このような場合、申し

込んで何カ月もかかるとか、あとは申し込むときに４万円取られるとか、そういう一般的な何とか光のサービス、入ったら後でキャッシュバック、２万円とか４万円とかがもらえないとか、そういうのは、そういうサービス面についてはどのような交渉をされているのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

譲渡後は民間事業者の判断にはなるかと思いますが、基本的には、ほかの市町村と同様となるような条件を付したいと考えております。具体的には、運営事業者選定のための公募仕様書の中にそういった条件を搭載していきたいと考えています。

○９番（福永　啓君）　できれば同様以上となるようにが一番いいんですけどね。

また、現状の契約者については、具体的にどのような影響があるのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

現在利用されている契約者の方に対しましては、今後も同じような条件で利用していただけるよう、先ほど触れました仕様書の中に盛り込んでいきたいと考えております。

○９番（福永　啓君）　交渉の中で、現状の契約者に決して迷惑をかけることなく、かつ新規契約者にも、各市町村と同様以上のサービスが受けられるように交渉を進めていただければなと思います。

先ほども少し触れましたが、最後に、この光ファイバー事業に使われた補助金に関して質問します。この光ファイバー事業には、３種類の補助金及び交付金が使われています。そのうち約２億3,000万円､これは光ファイバー等高速情報通信整備に限定した補助金ですが、残りの約５億円です、これは緊急経済対策の交付金であり、用途は光ファイバー事業に限ったものではなく、多様なメニューに利用できる交付金だったと、私はそう理解していますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

そのような理解で結構だと思います。内容を申しますと、今回総務省のＩＣＴ交付金の補助裏として、先ほど言いました公共投資臨時交付金それと経済危機対策臨時交付金、この２つの経済対策の交付金を組み合わせたところであります。そのうち、額が大きいのが公共投資臨時交付金ということで、約４億1,800万円ほどの交付金でありました。

この交付要件が主となる総務省のＩＣＴ交付金と同じであったということで、本町の公共投資臨時交付金の使途につきましては、ブロードバンドゼロ地域の解消事業のみに限定

された交付金であったということになります。この２つの交付金でほぼこの事業の大部分は賄ったということで、約93％ほどはこの２つの交付金で行ったということになります。

そのほか、残りにつきましては、単独事業分につきまして、地域イントラネット事業ですけれども、この分については、経済危機対策臨時交付金、約6,000万円ほどありますけれども、この交付金を有効に活用したということになります。

○９番（福永　啓君）　他用途に使える交付金のうち、補助裏に使えるところを使ったと。当時の町には、先ほども申し上げましたとおり、防災行政無線はありませんでした。そのほか、本来行われるべき事業、また行ったがよい事業と思われるのが多々あったんです。これも重要だと思いますよ。しかしそれ以外にも。しかし、財源上の関係で、そういうことの事業化ができずに、積み残しになったままの事業も多かったわけです。そのような事業の中から選んで、その５億円です、これを光ファイバー事業に投資したという形にもなります。そして結果、それを10年後、ほぼ無償で譲渡せざるを得ないという状況になったのです。

現状は、さっき言いましたとおり、ベストとも言える譲渡、売却案をまとめようとしている執行部に問うのは厳しいかもしれませんけど、やはりこの事実は受け止めてもらわなければ困るんですよ。これを優先してやって、そして結局ほかのことは遅れちゃったという面が私はあると思っています。なぜこのようなことになったのか。そして、このようなことを二度と起こさないためにはどうすればいいのか。

まず、課長はどのように考えますか。

○総務課長（藤野浩之君）　お答えいたします。

本来の目的でありますブロードバンドゼロ地域を解消し、高速インターネット接続の実現により、地域間の情報格差の是正と地域活性化を図るという当初の目的、この目的自体は正しい目的であったと考えています。そして、町の利益となる目的でもあったのかと思っております。

また、その事業によりまして中山間地域を中心にブロードバンドゼロ地帯が解消されたということになります。そして、多くの町民が高速インターネットの恩恵に浴することができ、地域活性化にも貢献できたものと考えております。

しかし一方で、これまで議員から質問があったとおり、事業自体につきましては、維持管理費の増加等で、財政的な課題を抱えるようになった部分もあります。また、利用者に

対しましても、他町にない負担をかけることとなったということになります。

当時、この目的を達成する手段としては、最良の枠組みの中で事業を行ったと考えております。結果的に手段に対する検討過程と手段の選定判断及び事業計画の立案に課題があったようには感じております。

今後、このような経験を生かしながら、今後の行政運営に生かしていきたいと考えております。また、今後の御船光ネットワークの運営につきましては、施設の譲渡、売却を進めながら民間へ移行し、継続して安定的な運用を行うことにより、本来の目的が達成されていくものと思っております。

○９番（福永　啓君）　同じ質問をします。町長、これのときは一般の民間人でしたよね、始まったときからしばらくしてから。これは、さっきも申し上げましたとおり、結局10億4,000万円の税金を投入した事業です。結果的に民間にほぼ、補助金部分は無償、そして御船町が独自にやった部分は有償譲渡という形でしなければならなくなったわけなんですが、なぜこんなことになったのか。このようなことを起こさないためにはどうすればいいのか。この事実をどう受け止められているのか。そのとき民間にいて、官になられた町長、どのような思いでこの交渉自体を行われているのか、ちょっとお話しください。

○町長（藤木正幸君）　お答えいたします。

今回の御船光ネットワークの民間移行に関しましては、私からは２つのことだけでした。１つは、加入者に迷惑が被らないこと。それともう１つが、通信事業者によりよい移行が、移せること、ここだけが私の指示でありました。その中において、今回全員協議会で説明させていただきました。最初の交渉段階では無償譲渡というのがきました。それだけではありませんでした。今回、町から建物を建てて移行しなければいけないです。本拠地の移行に、その建物代も払ってくれと。そしたら受けてもいいよというような、本当に一方的な最初の条件でありました。その中において、本町の職員を後で褒めてもらいたいと思いますけれども、やはりここで交渉をということをしていただきました。

その中においては、たくさんの方々からの情報を収集したと。もちろん弁護士さんもそうですし、情報通信に詳しい税理士さんのところにも行って話を聞いた。多町にも行って話を聞いた。こういった情報収集の中からよりよい選択をして、本来ならばお金を払って受け取ってもらうものを、反対に今回提案したように、お金をいただいて譲渡できるような形に持っていきました。これは本当に職員力だろうと思っています。

その中において、当初に戻っていきます。当初の話としては、私もそのときはいませんでしたのでわかりませんけれども、しかしながら、公と民の違いというのはある程度はっきりしてきていると思います。公は予算の消化型です。予算をどうやって使っていくか、ここが最大重要になってきます。民は違います。予算を消化するだけでは会社は潰れます。会社を継続するというのが一番難しいです。継続するためには利益を追求するという部分と、やはり外部とのそういった情報合戦というのが大きくかかわってきます。

今度、この光ネットワークを譲渡していく中において、やはりこの10年間というのは、公として維持する予算を消化するしかなかった。しかしながら民民になってきたなら、利益を出して、それを維持する。そのためにいろいろな情報を集めていく。こういったものが大事になってくるということだと思います。

当初、もし民の考えでこの事業を選択したり、この民の考えで動かしていたならば、今のようなことにはなってなかったんではないかということは、思っております。しかしながら、他町からもいろいろな相談を受けます。同じような立場の方もいらっしゃいます。しかしながら、そこは１つ、私が一番思ったところは、先ほど課長から説明がありましたように、御船町は光ネットワークをだけのことで、今回事業をしています。公設公営で行っているところは、相談があったのは、光ケーブルを使って議会の放送をしたりとか、反対に、福祉に利用したりとか、いろいろな次の段階を考えていらっしゃるんです。次の段階の、ケーブルテレビもあります。ケーブルテレビを行うとか、そういったようにするときには、民設から公に移して、そういった事業をするよりも、公公でしたほうが安くつくということの前提があってしたということをお聞きいたしました。もし、その先に計画があれば公公でもよかったかもしれません。しかしながら、今回光ネットワークだけというところが、厳しい今の財政状況になったのではないかなと思っております。

ということは、今私たち職員は、当初の考え方をどうしなければいけないか、これは５年後、10年後、20年後のことを考えて、一番かかるのは維持していくだけではなく、そこには維持費用というものがかかっていくということを頭の中に入れて、やはり考えていかなければいけなかったなということを学びました。今後１つのものに対して、やはり先のことを考えて、多方面の情報を収集をして、そこから最終上決定をしていくということを学びましたので、そういった形で今後、職員とともに頑張りたいと思います。

○９番（福永　啓君）　今、町長の発言にもありました。また課長答弁にもありました。当初

の目的は正しかったんですよ。そして一定程度の役割は果たしたと思います。しかし、他方でやはりその維持管理、それに関するところが、財政的に大きな問題を抱えてしまったと。10億4,000万円ぐらいですか、購入した設備を民間譲渡せざるを得なくなったんです。これはやはり、当時一番最初です、光ファイバーがどのようなものに使われて、そして他用途に使えるんだ、そういう設備なんだということをきちっと、よく検証していなかった面があるのではないかなと私も思っています。

一方で、職員を褒めていただきたいとおっしゃっていましたけれども、私はそれを感じますよ。今回の対応に対しては、これは評価しなければいけない部分があります。藤木町政になって、光ファイバーの事業の譲渡、売却の方向が明確に打ち出されました。そして、制度上は、これは10年経たないとでけんけんですね。だから、10年経って即できるような交渉が進められています。しかも、町に少しでも利益が出るようにと。これは、町長の判断も、これはよかったです。しかし、厳しいクレーム処理とか、たいやクレームが来たと思いますよ、ほかの町と違うんじゃないかと。そして、当時1,600件しかなかったんです。それで計画していたんです。それにも満たっていなかったんです。それを今2,000件を超える契約にこぎつけた。これは担当課の力が非常に大きいと思います。

ぜひ、竹バイオマスの質疑でも申し上げましたとおり、子曰く、「過ちて改めざる、これを過ちという」と。これは課題があるのを持っときながら、ずるずるとこれを続けていたら、これはもっと財政的問題を引き延ばしていた。大きくなっていたんではないかと思うんです。過去の課題に対して、素早い対応をとったこと、これは高く私は評価しています。大変今まで、最初すごい責めるような質問をしましたね。実際責めていました。ただ、これは最初に申し上げましたとおり、今回のやはり課題というのは、被害は最少限度に押さえられたものの、いろいろな重要点ですよ、これを民間にあげるわけですから、「はい、そうですか」というわけにはいかんだったわけです。これを行政の大きな糧としていただきたい。今後いろいろな事業があると思います。皆さんもそれを参考に、教訓になればと、期待してのことです。また、課長も厳しい中に、誠実な答弁をいただきまして、これは感謝しておきたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。